

仙台市PTA協議会は、児童生徒の心身ともに健やかな成長と、PTA会員が安心してPTA活動ができることを心から願っています。日常生活やPTA活動における傷害事故・賠償トラブル等は全く予想ができず、思いがけないところで起こります。このような事故に対して以下の補償を提供しています。なお、**保険料はPTA協議会会費（1世帯）1,000円に含まれておりますので、保険料だけの集金はございません。**

補償する主な例

児童生徒

☆学校管理下外で起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。

- 家庭内でのケガ
- 公園などで遊んでいるケガ
- スポーツをしているケガ
- PTA活動に参加して・・・等



・登校、下校中の怪我などについても、
保険の対象となります。

PTA会員

☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対する補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。

- PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- 地域の草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
・・・等

（注意）：通院は90日限度・入通院合算で180日限度となります。

対象者ならびに条件		補償項目	保険金額（補償限度額）	補償内容ならびに特記事項	
児童・生徒	学校管理下外	死亡・後遺障害	60万円	後遺傷害については、障害の程度により保険金額の3%～100%をお支払いします。	
		入院日額	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日間以上の場合に1日目から補償180日限度	
		手術	0.9～3.6万円	入院保険金がお支払いできる場合に手術の程度に応じて入院日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日以上の場合に1日目から補償90日限度	
PTA会員 (児童・生徒)	PTA行事参加中 * プール開放事業中を含む	死亡・後遺障害	300万円 (360万円)	後遺障害については、障害の程度により保険金額の3%～100%お支払いします。	
		入院日額	3,000円 (3,900円)	入院1日目から補償（180日限度）	
		手術	3.0～12.0万円 (3.9～15.6万円)	入院保険金がお支払いできる場合に入院日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。	
		通院日額	2,000円 (2,600円)	通院1日目から補償（90日限度）	
PTA会員	PTA行事参加中	賠償	対人	5,000万円/1事故5億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・自己負担として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。 ・自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任はお支払いできません。
			対物	500万円	
			借用物	10万円/期間中500万円	

※PTA会員欄のカッコ内の金額はPTA活動中の児童・生徒に関わる補償の金額です。（学校管理下外の補償を合算した金額を示しています。）但し、治療期間が7日以内の場合は生徒・児童についてもPTA会員と同額の補償となりますのでご注意ください。
 ※PTA会員には児童・生徒と両親の他、保護者の代理の方とPTA行事への参加が事前にPTAにより認められた方も含まれます。
 ※プール開放中、児童・生徒・PTA会員の傷害補償制度はPTA行事参加中の適用となります。

事故が発生したら（3つのご連絡方法から選択して下さい）

①事故が発生したら、保護者が損保ジャパン（保険会社）へ電話（298-2280）をし、指示を受けて下さい。

②インターネット事故連絡

仙台市PTA協議会のHP（<http://www.pta-sendai.gr.jp/>）から損保ジャパンインターネット事故受付サービスに進み、ネット上で事故報告ができます。（携帯不可）ログインID・パスワードは共通で「ID: sendaishi パスワード: pta3088」です。

③携帯QRからの事故連絡

右のQRコードから事故の連絡もできます。



*事故連絡後必要な手続き完了後に、保護者の指定する口座に保険金が支払われます。また、事故に係わる情報につきましては所属の学校と情報共有させていただきます。

〈事故発生時のご相談の窓口〉

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35

株式会社 損害保険ジャパン

仙台火災新種サービスセンター課

TEL 022-298-2280